

## 秋田県立博物館ボイラー保守点検業務委託特記仕様書

### 1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立博物館におけるボイラー保守点検業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

### 2 目的

ボイラーの点検整備を行うことにより、ボイラーの状態を把握し、良好な維持管理を行うとともに、労働安全衛生法第41条第2項に定める性能検査（以下、「性能検査」という。）を受けることとする。

### 3 業務履行場所

秋田県立博物館 ボイラー室  
秋田市金足鳩崎字後山52

### 4 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 ボイラー設置仕様

多管式貫流ボイラー2基

種 類	<貫流ボイラー>
設置場所	ボイラー室
製造元	(株) タクマ
形式番号	TWOK-1500
最高圧力	1MPa
伝熱面積	9.90 m <sup>2</sup>
相当蒸発量	1,500 kg/h
使用燃料	灯油
燃料消費量（最大出力時）	109.3 L/h
製造年月	平成14年7月

### 6 委託業務の内容

#### (1) 点検・清掃業務

受託者は、業務実施日を事前に秋田県立博物館長と協議し、次の点検・清掃等を行うものとする。

- ① 本体関係点検整備（2回／年 ※ただし、炉内媒清掃整備については1回／年）
  - ・ 本体及び弁類の洩れ点検
  - ・ 缶内のスケール・錆の有無点検確認
  - ・ 炉内媒清掃整備
  
- ② 給水・ブロー関係点検整備（2回／年）
  - ・ 給水ポンプモータ絶縁測定
  - ・ 給水ストレーナー清掃
  - ・ 各部の異常・洩れ確認
  - ・ 水位電極棒清掃点検
  - ・ 連ブローストレーナー清掃
  - ・ 薬注装置動作確認
  - ・ 軟水装置動作確認
  
- ③ 送風機・バーナー関係点検整備（2回／年）
  - ・ 異常・異音等の有無確認
  - ・ 送風機モータ絶縁測定
  - ・ フレームアイ点検・清掃
  - ・ ダンパーモータ点検
  - ・ 点火電極棒点検・清掃・調整
  - ・ バーナーノズル点検・清掃
  - ・ 燃料ポンプモータ絶縁測定
  - ・ 燃料フィルター清掃
  
- ④ 制御関係点検整備（2回／年）
  - ・ 圧力制御動作（圧カスイッチ）確認
  - ・ マグネット接点磨耗状況確認
  - ・ 制御盤内点検・端子増し締め
  - ・ 給水制御動作確認
  
- ⑤ 安全装置関係点検整備（2回／年）
  - ・ 各サーマルリレー動作確認
  - ・ 安全弁の洩れ確認
  - ・ 異常消火確認
  - ・ 感震器作動確認
  
- ⑥ 燃焼関係点検整備（2回／年）
  - ・ 空燃比測定・調整
  - ・ 排ガスのO<sup>2</sup>・スモーク測定
  - ・ 排ガス温度測定

(2) 緊急時の対応

ボイラー設備に関し、管理上又は緊急に必要があると認められる場合には、専門技術員の派遣等を行うこと。

7 業務従事者

業務に従事する従業員は、資格、技能等で適した者を配置し、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

8 完了報告

業務が完了したときは、整備清掃前及び整備清掃後の写真を整備点検表に添付し、秋田県立博物館長あて提出すること。また、すべての業務を完了したときは、業務完了報告書を提出すること。

9 負担区分

業務に必要な水、燃料、電気は、発注者の負担とする。機械器具及び消耗雑材類は、受託者の負担とする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受託者の協議によって定めるものとする。